



平澤国際社労士事務所

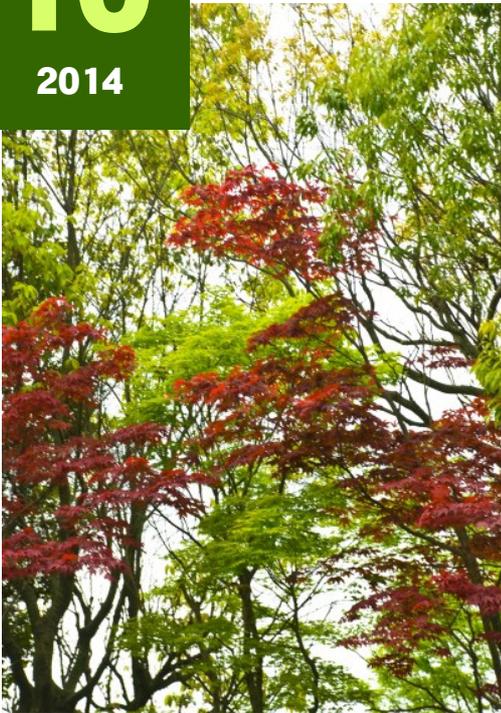
Hirasawa International Labor Consultant Office

# NEWS LETTER

10月の第2月曜日は「体育の日」です。スポーツの秋ということで、運動不足の方は何か始めてみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

10  
2014



6.6%に留まる管理職に占める  
女性の割合

賃金の締切日・支払日を変更する際の注意点  
大幅拡充される雇用保険の教育訓練給付金  
今年も大幅引上げとなる最低賃金

平澤国際社労士事務所

東京都港区芝公園1-2-4 STビル4F

TEL : 03-5402-8491 / FAX : 03-5402-8494

# 6.6%に留まる管理職に占める女性の割合

政府は成長戦略の中で、2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標を掲げ、企業において女性を活用していくことを促しています。しかし、実態はなかなかそうはなっていないようです。今回は、厚生労働省の「平成25年度雇用均等基本調査」の中から、女性管理職の状況についてみてみることにしましょう。

## 1.管理職に占める女性の割合

今回の調査は、男女の雇用均等問題に関する雇用管理の実態把握を目的に実施されているものであり、全国の企業と事業所を対象に、女性の昇進やポジティブ・アクションの取組状況、育児休業制度の利用状況などについてとりまとめたものです。

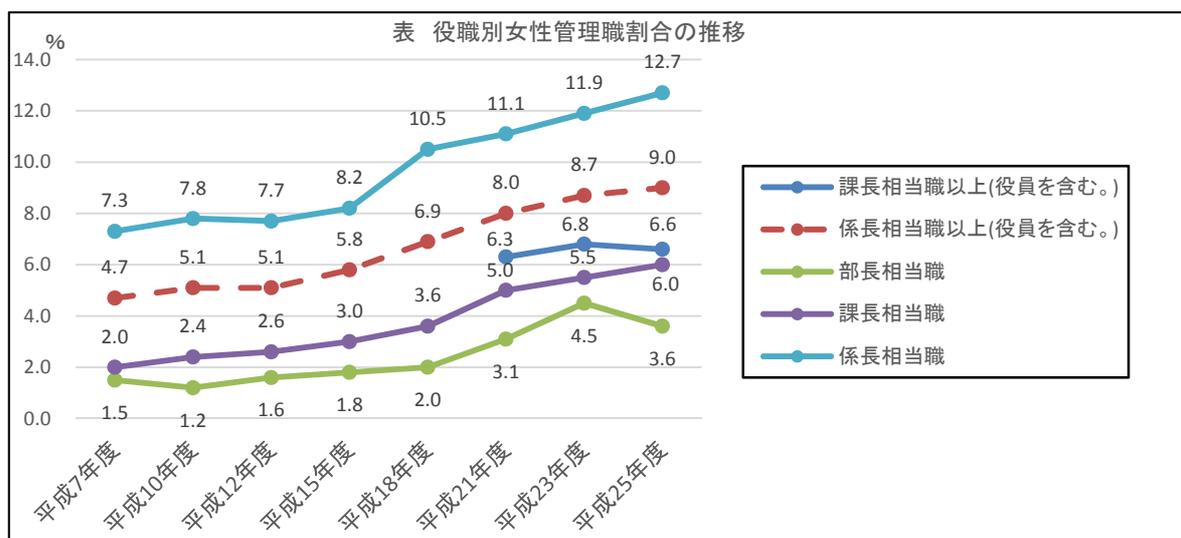
今回の調査結果をみると、課長相当以上の管理職全体に占める女性割合は6.6%となっており、平成23年度(※)の6.8%よりも0.2%低下するという結果となっています。また係長相当職以上の管理職全体に占める女性割合は9.0%となっており、平成7年度以降、年々微増しているものの、まだ1割に満たない状況になっています(下表参照)。

※平成23年度の比率は、岩手県、宮城県および福島県を除いて集計されたものです。

## 2.女性の管理職登用を促進するための取組

女性の管理職への登用を促進するための取組についてみると、何らかの取組を行っている企業割合は38.2%となっており、具体的な取組事項(複数回答)の上位は以下のとおりです。

- ①候補者の把握と計画的な育成 48.4%
- ②管理職に対する女性部下育成に関する意識啓発(研修など) 27.3%
- ③出産・育児による休業などがハンディとならないような評価方法の導入や役職登用条件の見直し 26.9%



将来的な労働力人口の減少を考えると、女性の労働力の活用は企業にとって最重要課題の一つとして挙げられます。どのような働き方であれば女性が活躍できるのかを考え、実践に移していくことが必要な時代になっています。

# 賃金の締切日・支払日を変更する際の 注意点

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

当社では賃金の締切日を20日、支払日を当月末日としています。給与計算の日程がタイトになっていることから、これを変更しようと考えています。そこで変更する際の注意点について教えてください。



総務部長

わかりました。いつから、またどのように変更されるご予定ですか？

いまのところ、来年1月から変更し、賃金の締切日を末日、支払日は翌月15日にしようと考えています。



なるほど。今年の12月31日に賃金を支払った後、次の支払いは来年の2月15日になることを想定されているのですね。そうすると、1月には何も賃金の支払いがないという状況が発生しそうですね（下図参照）。

はい、その予定です。

実はその取扱いには問題があります。そもそも賃金の支払いについては、「通貨で、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて、労働者に直接支払う」という賃金支払の5原則というものがあり、今回の取扱いは、毎月1回以上支払うという点で違反することになってしまいます。



法的に問題があるということですね。それでは変更できないということになるのでしょうか？

いえいえ、変更できないわけではありません。この場合には1月に何らかの賃金を支払えば問題ありません。例えば12月21日から12月31日までの賃金を1月31日に支給するという対応が考えられますね。

なるほど。会社の方で便宜上、賃金の締切日・支払日を変更する際も、毎月1回以上支払うという点を守らなければならないということですね。

そうですね。今回は来年1月から変更されるということで、上記の例の取扱いをすると、1月は11日分の賃金しか支払われないことになり、従業員にとっては通常の月に比べると一時的に手取りが減ってしまいます。これでは従業員の生活に影響がありますので、その対応として変更のタイミングを賞与が支給される月と合わせることや短期間の貸付を行うといったことも検討しておくといよいでしょう。

なるほど。今回については、日程的に12月の賞与月に合わせることは難しいので、3月の決算賞与のタイミングにずらすことも検討したいと思います。

そうですね。併せて、この変更を従業員に早めにアナウンスしておくことが重要ですね。従業員の中には住宅ローンなどの支払いがある人もいますので、計画を立ててもらわなければならない期間があります。また不明点が出てきましたら、いつでも相談してください。

## 【ワンポイントアドバイス】

1. 賃金締切日・支払日を変更する場合、賃金の5原則の一つである毎月1回以上払いに違反しないように、賃金の支払日を設定する必要がある。
2. 従業員の日常生活への影響を考慮し、早めにアナウンスするとともに、変更するタイミングを賞与の支給月に合わせるといった配慮が求められる。

# 大幅拡充される雇用保険の 教育訓練給付金

人材採用環境が厳しくなる中、既存従業員の能力アップは人事管理上重要な課題となっています。そのような中、従業員の自己啓発を支援する教育訓練給付金制度が平成26年10月1日に拡充されます。この給付金は会社を通さず、雇用保険の被保険者である従業員に直接給付が行われるものですが、自己啓発支援という意味では会社から従業員に対して拡充の内容を伝えておきたいところです。そこで、今回はこの教育訓練給付金の内容についてとり上げましょう。

## 1. 拡充後の教育訓練給付金制度

従来の教育訓練給付金制度は教育訓練の受講者が支払った訓練費用の20%（上限10万円）が支給されるというものでしたが、拡充後は従来の教育訓練給付金制度を一般教育訓練という名称で区分し、専門実践教育訓練という制度が新たに設けられます。この専門実践教育訓練とは厚生労働省の指定する講座を受講し、修了した場合に支給されるものですが、従来（平成26年9月末まで）の教育訓練給付金よりも支給率と上限額が大幅に引き上げられています。それぞれの内容をまとめると下表のとおりとなります。

## 2. 専門実践教育訓練の対象講座

今回拡充された専門実践教育訓練の対象となる講座は、以下の①から③の教育訓練のうち、受験率、合格率、就職・在職率等の指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定したものになります。

### ① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

看護師、介護福祉士、保育士、建築士等、専門的職業に就業するための教育訓練

### ② 専門学校の職業実践専門課程

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定したもの

### ③ 専門職大学院

高度専門職業人の養成を目的とした課程

	一般教育訓練 (平成26年9月末までの従来の教育訓練)	専門実践教育訓練[拡充]
支給対象者 (被保険者期間)	3年以上 ※初回のみ当分の間、1年以上	10年以上 ※初回のみ、当分の間、2年以上
支給額	受講者が支払った訓練経費×20%	受講者が支払った訓練経費×40% ※受講修了日から1年以内に資格取得等をし、かつ、被保険者として雇用されたまたは雇用されている場合等については60%
支給額の上限額	10万円	40%の場合 年間32万円(最大96万円) 60%の場合 年間48万円(最大144万円)
支給期間	最長1年	原則2年(資格につながる場合は最長3年)

この専門実践教育訓練の対象講座については順次、厚生労働省のホームページで発表されることになっています。従業員からどのような講座が対象となるのか等、会社に問い合わせが入ることもありますので、今回の内容や最新情報を確認しておきましょう。

# 今年も大幅引上げとなる最低賃金

## 1.最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月ごろに「地域別最低賃金」が改定されることになっています。平成26年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いつつありますので、確認しておきましょう。

## 2.平成26年度の地域別最低賃金と発効日

平成26年度の地域別最低賃金と発効日は下表のとおりとなっています。最も引上額が高いのは千葉県の21円、最も低いものでも岩手県をはじめとした10県の13円となりました。また今回の改定により、北海道、宮城、東京、兵庫、広島の5つにおいて生活保護と最低賃金との逆転現象が解消されています。

表 平成26年度の最低賃金

単位:円

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	734	748	14	平成26年10月8日	滋賀	730	746	16	平成26年10月8日
青森	665	679	14	平成26年10月24日	京都	773	789	16	平成26年10月22日
岩手	665	678	13	平成26年10月4日	大阪	819	838	19	平成26年10月5日
宮城	696	710	14	平成26年10月16日	兵庫	761	776	15	平成26年10月1日
秋田	665	679	14	平成26年10月5日	奈良	710	724	14	平成26年10月3日
山形	665	680	15	平成26年10月17日	和歌山	701	715	14	平成26年10月17日
福島	675	689	14	平成26年10月4日	鳥取	664	677	13	平成26年10月4日
茨城	713	729	16	平成26年10月4日	島根	664	679	15	平成26年10月5日
栃木	718	733	15	平成26年10月1日	岡山	703	719	16	平成26年10月5日
群馬	707	721	14	平成26年10月5日	広島	733	750	17	平成26年10月1日
埼玉	785	802	17	平成26年10月1日	山口	701	715	14	平成26年10月1日
千葉	777	798	21	平成26年10月1日	徳島	666	679	13	平成26年10月1日
東京	869	888	19	平成26年10月1日	香川	686	702	16	平成26年10月1日
神奈川	868	887	19	平成26年10月1日	愛媛	666	680	14	平成26年10月12日
新潟	701	715	14	平成26年10月4日	高知	664	677	13	平成26年10月26日
富山	712	728	16	平成26年10月1日	福岡	712	727	15	平成26年10月5日
石川	704	718	14	平成26年10月5日	佐賀	664	678	14	平成26年10月4日
福井	701	716	15	平成26年10月4日	長崎	664	677	13	平成26年10月1日
山梨	706	721	15	平成26年10月1日	熊本	664	677	13	平成26年10月1日
長野	713	728	15	平成26年10月1日	大分	664	677	13	平成26年10月3日
岐阜	724	738	14	平成26年10月1日	宮崎	664	677	13	平成26年10月16日
静岡	749	765	16	平成26年10月5日	鹿児島	665	678	13	平成26年10月19日
愛知	780	800	20	平成26年10月1日	沖縄	664	677	13	平成26年10月24日
三重	737	753	16	平成26年10月1日					

※平成26年9月3日時点

この内容は平成26年9月3日時点の情報に基づいて作成していますので、最新情報は以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/minimumichiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/)

# 中小企業の賃金引上げ状況と上昇率

平成26年7月15日に、厚生労働省の平成26年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）の資料として、「平成26年賃金改定状況調査結果」（※）が発表されました。ここではその調査結果から、26年の中小企業の賃上げ状況と賃金上昇率をご紹介します。

## 賃上げ実施事業所は25年より増加

上記調査結果から、業種別に賃上げの実施状況をまとめると下表のようになります。

業種別賃金改定実施事業所の割合（単位：％）

	1～6月に賃金引上げを実施した事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
	25年	26年	25年	26年
産業計	36.7	43.1	11.8	11.8
製造業	29.3	40.0	11.3	10.7
卸売業、小売業	43.8	45.8	14.3	15.0
宿泊業、飲食サービス業	20.9	30.7	12.9	12.1
医療、福祉	64.8	61.3	8.8	11.0
その他のサービス業	42.4	45.9	10.5	10.7

厚生労働省「平成26年賃金改定状況調査結果」より作成

6月までに賃上げを実施した事業所は産業計で43.1%となり、25年に比べ6.4ポイント増加しました。業種別にみると、製造業が25年に比べ10ポイント以上も増加しています。

7月以降に賃金改定を実施予定とする事業所も産業計で10%以上あることから、今年賃上げを実施する事業所の割合は、50%を超えることが予想されます。

## 賃金上昇率は2%に届かず

次に、1時間当たり賃金額と賃金上昇率を、一般労働者とパートタイム労働者（以下、パート）別にまとめると右上表のとおりです。

産業計では一般労働者、パートともに25年から賃金が増え、上昇率も25年よりも高くなりました。1時間当たり賃金額でみると一般労働者が17円、パートが11円、賃金上昇率でみると一般労働者が0.3ポイント、パートが0.2ポイントの増加となりました。

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率  
（単位：円、％）

		一般労働者		パート
		25年	26年	
産業計	1時間当たり賃金額	25年6月	1,517	1,013
		26年6月	1,534	1,024
	賃金上昇率	25年	0.8	0.9
		26年	1.1	1.1
製造業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,423	941
		26年6月	1,439	949
	賃金上昇率	25年	0.3	-0.1
		26年	1.1	0.9
卸売業、小売業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,606	1,000
		26年6月	1,617	991
	賃金上昇率	25年	0.6	0.9
		26年	0.7	-0.9
宿泊業、飲食サービス業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,184	920
		26年6月	1,208	934
	賃金上昇率	25年	1.1	0.8
		26年	2.0	1.5
医療、福祉	1時間当たり賃金額	25年6月	1,419	1,193
		26年6月	1,439	1,225
	賃金上昇率	25年	0.7	1.4
		26年	1.4	2.7
その他のサービス業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,641	1,125
		26年6月	1,654	1,148
	賃金上昇率	25年	0.6	2.5
		26年	0.8	2.0

厚生労働省「平成26年賃金改定状況調査結果」より作成

業種別にみると、1時間当たり賃金額が最も高いのは、一般労働者ではその他のサービス業で、パートでは医療、福祉でした。賃金上昇率がマイナスとなったのはいずれもパートで、製造業は25年、卸売業、小売業は26年でした。

この数字をみる限り、できる範囲で賃上げを実施した企業も少なくないといえるのではないのでしょうか。

（※）平成26年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した約4,000事業所を対象にした調査です。詳細は以下のURLのページから確認できます。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051335.html>

IT news

# 意外に使える？

## Windows標準ツール

Windowsには標準で利用できるツールがたくさんあります。代表的な例としては「メモ帳」「電卓」「Windows Media Player」などなど。それ以外にも、あまり知られていない便利なツールがたくさんあります。今回は筆者が使える！と思った標準ツールについてご紹介します。

### Snipping Tool

画面のキャプチャを画像化するツールです。画面を丸ごと画像にするわけではなく、自分が画像化したい箇所のみを切り出すことができるため、この部分だけ取っておきたい！といったケースで便利です。

切り出した画像に対して、蛍光ペンを使って大事な部分に印をつけたり、メモを残したりすることも可能です。言葉だけでは伝わりづらい情報も、絵だと伝えることはよくあります。情報を相手に正しく伝えたい時にも活用できると思います。

他人にパソコンの画面を見せながら説明するといったシーンにも、活用できると思います。

### 付箋

パソコンのデスクトップ上に表示する付箋ツールです。できることはアナログの付箋とほぼ同様で、付箋の色やフォントを変更することが可能です。とてもシンプルな機能ですが、パソコンを起動した後で表示されるため、備忘録として活用すると便利です。

### 拡大鏡

いわゆる虫めがねの機能で、画面上の文字や表示を拡大・縮小できるツールです。小さくて読みづらい文字や画像などを、拡大することが可能です。Internet Explorerなどの各種ブラウザには、文字を大きくする機能が搭載されていますが、この拡大鏡はWindows画面そのものを拡大できることがポイントです。

### 問題ステップ記録ツール

パソコン上で行った操作をすべて記録してくれるツールです。パソコン内で問題が発生した場合、再現方法などを相手に伝える必要があります。このツールを利用すれば、操作そのものを記録できるため、正確に相手へ伝えることができます。操作を記録して、自分が日々行っている業務をマニュアル化するという活用も可能です。

ツール	使用できるOS	使用方法 (Windows7の場合：参考URL)
Snipping Tool	Windows Vista (Home Basicを除く) 以降	<a href="http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows/use-snipping-tool-capture-screen-shots#1TC=windows-7">http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows/use-snipping-tool-capture-screen-shots#1TC=windows-7</a>
拡大鏡	Windows Vista以降	<a href="http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows/make-screen-items-bigger-magnifier#1TC=windows-7">http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows/make-screen-items-bigger-magnifier#1TC=windows-7</a>
付箋	Windows Vista (Home Basicを除く) 以降	<a href="http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows7/using-sticky-notes">http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows7/using-sticky-notes</a>
問題ステップ記録ツール	Windows 7以降	<a href="http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows7/how-do-i-use-problem-steps-recorder">http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows7/how-do-i-use-problem-steps-recorder</a>

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2014年10月

## お仕事備忘録

- 1. 年末にかけての資金繰り計画
- 2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
- 3. 労働者死傷病（軽度）報告提出
- 4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
- 5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
- 6. 冬季賞与の資料・情報収集
- 7. 歳暮・年賀状の準備開始

### 1. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか。下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

### 2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

### 3. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

### 4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

また、平成26年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

### 5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

### 6. 冬季賞与の資料・情報収集

冬の賞与支給に向けて、情報収集を行います。各機関からの資料・情報収集、会社の業績資料より原資の検討、部門・個別評価と配分の決定等の準備を進めましょう。

### 7. 歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。

昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出し、どこへ歳暮を贈るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。

また例年、11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。必要枚数を確認すると同時に、今年の実績をまとめ、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックもはじめましょう。

歳暮・年賀状とも同時進行でいかなければならないため、少しでも余裕をもてるよう、この時期からはじめるのが得策です。



10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



2014.10

日	曜日	六曜	項目
1	水	仏滅	●全国労働衛生週間（～7日（火）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間
2	木	大安	
3	金	赤口	
4	土	先勝	
5	日	友引	
6	月	先負	
7	火	仏滅	
8	水	大安	寒露
9	木	赤口	
10	金	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	友引	
12	日	先負	
13	月	仏滅	体育の日
14	火	大安	
15	水	赤口	
16	木	先勝	
17	金	友引	
18	土	先負	
19	日	仏滅	
20	月	大安	
21	火	赤口	
22	水	先勝	
23	木	友引	霜降
24	金	先負	
25	土	仏滅	
26	日	大安	
27	月	赤口	
28	火	先勝	
29	水	友引	
30	木	先負	
31	金	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分） ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで